

公 告

宿毛市公告 第 9 号

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第3項の規定により宿毛市森林整備計画を変更したいので、同法第10条の6第4項において準用する同法第6条第1項の規定により次のとおり公告し、当該森林整備計画の案を縦覧に供する。

なお、宿毛市森林整備計画の案に意見がある者は、縦覧期間が完了する日までに、宿毛市長に対し、理由を附した文書をもって、意見書を提出することができる。

令和8年2月9日

宿毛市長 中平 富宏



記

- 1 縦覧期間 自：令和8年2月9日から
至：令和8年3月8日まで
- 2 縦覧場所 宿毛市役所 産業振興課